

したがって、時間がかかるのだろうというふうに
思います。

それから、もう一点。ハーグ条約で誤解される
点ですが、原状回復のために子供を返還すると
言われます。しかしながら、子供を返還しても原
状が回復されるわけではありません。

条約をよく見るとわかるのですが、どこに返還
するかというところは、常居所地国には限られて
いません。つまり、第三国に帰されるかもしれ
ないのです。それは、もちろん、子供とは関係
のない国であることが多いと思います。それから、常
居所地国に戻されたとしても、そこに連れ去つた親
が同行できるとは限りません。ですから、常居所
地国でもともと両親がそろって平和に暮らして
いた家庭というものが取り戻せるわけではないと
いうことを念頭に置いて考えられなければいけ
ないというふうに思います。

そういう意味で、子供を迅速に原状回復させ
て、それからゆとり判断すべきだというのは、
実は、返還される子供の現実を余り正確に捉
えていないことになるのではないかとこのふう
に思います。

いずれにしても、やはり返還される子供が
最も重大な影響を受けるわけですから、その子
供の視点とか利益というものを丁寧に判断すべ
きだというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○棚瀬参考人 簡単にお答えさせていただきます。
子の利益というのは前文にもうたわれているん
ですが、原則としてはやはり子供を帰すこと、つ
まり連れ去りを防止することが子供の最善の利益
だという点で世界が一致しているのをまず念頭
に置かなきゃいけない。

それから、もう一点は、子供の利益は何かとい
うことを個別具体的に判断することは避ける、こ
れも世界が一致していることです。子の利益は
何かということを考えてしまうと、あらゆること
を考えなきゃいけない。そうやってきますと、と

も迅速な返還はできなくなってくる。そして、時
間との勝負の中では決定的に失われてしまふ。

迅速な返還の際、もう一つ大切なことは、よく
ハーグ条約は国際私法、つまり管轄をめぐる規定
であるというふうな言われませんが、これもアメ
リカの判例等を見ますとよく書いてあるんです
が、まさに常居所地国こそが最善の管轄である
という方をします。つまり、そこで子供と親とが
生活していたわけですから、そして、もちろん、
DVがあるならそこでもDVが起きたわけですか
ら、まさにその場で問題を解決するのが一番
迅速にその問題の、しかも最良の解決が得ら
れる。

ですから、よその、自分の都合のいい管轄の
ところに子供を持ってきて、さあ、やってくださ
い。それで、相手はそれを追いかけてこなきゃ
いけない。実は、私、人身保護請求事件で、ス
ペインから子供を連れ去られた事件で、父親は
監護権まで持っていたんですが、母親が連れ去
つて、その事件で七月月かかりました。お父
さんは七月月間スペインを離れました。そして、
その間、何とか子供にだけ会わせてくださいと
言ったんですが、たつた三回、二時間が三回し
か、七月月、会えませんでした。

それが日本の裁判の現実であるとする、や
はり連れ去られた者が圧倒的に不利です。し
かも、子供と過ごしたスペインでの情報は一
切得られない。まして、スペインから証人を
呼んでくることはできません。そこをぜひ御
理解いただきたいと思えます。

○大口委員 それでは、大津さん、全国女性
シエルトネットワークの責任者でいらしゃい
ます。百のうち六十の構成員だということ
で、アメリカから逃げた方々の状況、そ
れと、所在地の調査について、直接民間シ
ェルターをその調査の対象とすべきではない
という御意見、それをお伺いしたいと思います。

あと、済みません、渡邊参考人には、離婚
するかどうかはこれは夫婦の問題、しかし、

接触をする、親子の関係というのは一生切
れないものだと思ふんです。そこら辺はやは
り大事にしなきゃいけないと私も思っ
ておりますけれども、それについてお伺い
できればと思います。

○大津参考人 ありがとうございます。
全国女性シエルトネットワークは、各地
にあり民間のシエルトで構成されてお
ります。そういう意味では、さまざま
なDV被害者の方がそのシエルトに
駆け込んでまいります。私がか
わりました外国籍の女性たちは、も
う本当に三十五人以上の人たちが
民間シエルトを訪ねております。そ
の中には、アメリカから逃げ帰
った人たちもおります。

私たちができることは、本当にその人の
心の回復、子供たちの元気を取り戻す
ということ、一生懸命運営して
おります。ですから、民間シ
ェルターがハーグ条約においてど
ういう形で協力ができるのかとい
いますと、運用面において参加
することができると思いますし、も
しガイドラインをつくられるとき
には、そのことにも参加させて
いただきたいというふうに思っ
ております。

それでよろしいでしょうか。

○渡邊参考人 先生の方からいただいた
件で、まさに私が述べたように、
離婚というのは大人の勝手な事
情でありまして、私の件も含め
てですけれども、基本的には夫
婦の話です。DVについても、私
は決してそれは許してはならない
と思っておりますけれども、厳
密に言えばそれは夫婦の話であ
る。極端なケースでいえば、本
当に物すごいとんでもないDV
をする親であっても、子供に
対しては物すごい優しい、子
供は物すごい懐いているとい
うケースもあります。

ですから、今、私は、多くの日本
の中の議論が混乱していると思
うのは、まるで子供が親の所有
物であるかのような、親の利益
、親の不利益イコール子供の利
益、不利益と考えて議論してい
る傾向が少しあるのではないかと
思っております。

子供はその両方が好きということ
は当然あるわけであって、それを
無理やり、私が嫌いだからあた
りも嫌いなにならなさいとい
うのは、子供の権利、子供の
人権を明らかに侵害している
ものだと思ふます。

そういう意味では、離婚とい
うのは、不幸ながら、それはな
いにこしたことはないですけれ
ども、そうやってしまうケ
ース、それでも子供の利益を
本心に考えて、子供にとつて
はとにかく両方の親から愛情
を受けることが大切だ、それ
をこの国はきちんと保障する
、制度ももちろんそうす
わっていったらいいと思
つております。

○大口委員 どうもありがとうございます。
以上です。

○石田委員長 次に、菅家一郎君。

○菅家委員 自民党の菅家一郎でございます。
よろしくお願いたします。

大変貴重な御意見を頂戴しました。やはり
子の返還事由、返還拒否事由が極めて重要
な点について、ちよつと時間も限られま
すから絞って御意見を頂戴したい、この
ように思います。

まず、高橋参考人にお聞きしたいん
ですけれども、先ほど棚瀬参考人から、
本法律案第二十八條第二項において、
三つの事情、コメントがあつたわけ
ですが、いわゆるハーグ条約第十三
條第一項bに規定する返還拒否事由
の考慮事情の例示として、三つの事
情、これが掲げられておるわけであ
りますが、なぜこの三つを考慮事情
の例示とすることが相当であるのか。
この点についてちよつと確認してみ
たいと思ふますので、お願いた
します。

それから、大津参考人にちよつとこの
点。

返還拒否事由についての資料は、基本
的には相手方が提出されるものと
されておると思ふわけであ
りますが、例えば、子がもとも
とと居住していた

国において、子や子連れ去った親が申立人から暴力等を受けていたことを資料によって裏づけようと思つた場合、これが課題だということなんでしょうけれども、どのような方法が一番望ましいのか。先ほど御意見がありましたけれども、ここが私も一番問題かなと思つたので、いい方法があれば御意見をいただきたいと思つた。

もう一つは、渡邊参考人にちよつとお伺いしたいんです。

先ほど、三つの考慮事情の一つに、「申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無」、これが掲げられているわけでありまして、いわゆるこの様な事情の有無について、逆に被害を受けられた立場でおられるから、どのような方法でこれらを調査したらいいのか。誰が、どのような機関がきちつと、DVをしていないのにそういう虚偽の報告をされているわけですから、事実関係をどのように調査したいのか。何かいいお考えがあればお教えいただきたいと思つた。

それから、棚瀬参考人にちよつとお伺いしたいんです。

返還拒否事由の一つとして、「子の年齢及び発達に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。」これが掲げられているわけでありまして、いわゆるこの様な事情の有無から、もうちよつとこの辺は基準があつた方がいいのかなと思つたのですが、何歳程度、どのような状況に達していれば適当なのか。この辺の御意見を頂戴したいと思つた。

以上です。

○高橋参考人 法律案で申しますと二十八条の第二項でございますが、これは、返還原則、もとの国に戻すのが原則であります。もとの国に戻すと子供にとってよくないことがあるものと考えられる典型例を出したわけでございます。

例えば二号も丁寧書いてあるわけでありまして、相手方、つまり連れ去った親がもとの国に

戻つた場合に、連れ去つた親が連れ去られた親から何かされる、親同士で、親の方が何かされる、それが子供にトラウマを生じさせる、こういうつくりになっておりました。あくまで子供に悪い影響があるかないかということをお考えのところでございます。

そしてまた三号は、これは実際は相手方の方が中心になるわけですが、連れ去つた親がもとの国に戻ると、例えば逮捕されてしまう、収監されてしまう。そうすると、その間、子供は、小さな子ですから誰かが監護しなければいけないわけですが、申立人の方もいろいろな事情があつて適当でないのかもしれない。そうすると、その国の公的な施設というのでも十分考えられるわけですが、それが、その国の制度としてはそれはいいわけですが、その子供にとつてみると、そういうところがふさわしくない。年齢とか性格とか、そういうことがありますので、そういうことも考えているということでございます。

そういうことまで配慮してでございますが、委員御質問のとおり、これは例示であります。最も典型的に考えられるものを考えて条文としては掲げたものでございますが、二項そのものは、その他一切の事情ということでございまして、その他の事情も考慮することは可能でございます。

では、どういう事情がそうなるのか。これは、具体的な事件の中において、代理人の弁護士さんが、この事件ではこういう事情があるから子供をもとの国に帰すとまずいのだということを証明していくということになります。これはまさに、先ほど申しましたが、関係者が個々の事件ごとに創意工夫を凝らしていく、そういうものとしてあるわけでございます。それを受け入れる、パスケット条項などと我々は申しますが、その他一切の事情ということで、受け皿は用意しているということでございます。

以上でございます。

○大津参考人 御質問ありがとうございます。民間シエルターでは、普通、一般に、直接に被害者の方々が来ることはできません。それは、やはりさまざまな事情によって、まず最初に警察やそれから役所などでDVの相談を受けた方々が警察を通してシエルターに入ってくるということになります。

です。で、在外におられる日本人の方の場合には、例えば病院で、それからまた大使館でそういう相談を受けているかどうかということをごちらの方でやはり調査する必要があるかと思つた。また、帰つてこられる方に聞かしては、相手国の中でそういう相談をされたかどうかというそのものも取り寄せる必要があると思つた。本当にDVであるということをお私たちがどういう形でわかるのかということなんですけれども、その人の表情や子供たちの表情、それからさまざまな心の、それこそトラウマとか何かは、専門の方々に協力していただいて、そしてその状況を知るようにしております。

そういう意味では、被害者の人たちに申しましてはきめ細やかな支援が必要だというふうにも思つております。それは、外国であっても日本であっても同じことだと思つた。

○渡邊参考人 いただいた質問についてですけれども、私は、結論から申し上げます。やはりそれそれ常居所地国の公的機関、そこに対してきちんとして証拠を提出、調査依頼をする、その迅速かつ確実な体制の確立が最も重要だと思つております。

ただ、特に、今DVの話が問題になっていまして、DVについては刑事罰を科する国が多いと聞いております。私は当然だと思つておりますが、そういう国であれば、実際にDVがあつてそれで逃げてきた人について、例えば日本からアメリカに照会をかければ、アメリカの警察機関がきちんとしたデータを出してきて、そこは証拠として提出されます。そういう意味では、いかげんなことはできないわけですね。

一方で、日本のDV法の問題点としては、第三者が調査することが一切ないわけですね。

私もやられましたけれども、結局、いきなり地裁に呼ばれて、ひたすら自分がやつていないと証明を、やつていないと証明をするのは本当に難しいわけなんです。誰もそれについて調査もしてくれない。ですから、結果的にどうなるかという、言つた者勝ちになるわけですね。DVをやつていないという証明は本当に難しい。

逆に、やつた、特に、子供を連れ去らなければいけない、着のみのまま逃げなければいけない、子供にトラウマを与えるようなDVがあつたなどという場合は、私もアメリカの友人なりからも聞きますけれども、やはり近所の人であつたり、必ずそういうのは見えているものがあるわけですね。

ですから、そういう意味では、このまま今の日本の国内の体制を放つておくと、アメリカから日本に子供を連れ去つてきた人については、アメリカの方でちゃんとDVの結果が出ているので、証拠があるのでも帰さなくていいことになりまして、逆に、日本からアメリカに連れ去つた場合、その人がDVがあつたと主張して、日本と同じような適用をしますと、日本に調査をかけたとしても、一切、何も出てこないわけですね。そうすると、結果的には、DVがあつたと本人が言つていて、何ら証拠がないけれども、だったら、これは帰さないという結果を出すしかない。そうなつてしまつと、日本からアメリカに子供を連れ去つた人は、そのまま戻つてこないということになるわけですね。

こういう非常に不均衡な状態をやはり放置してはならないと思つた。特に、やはりDVというのはきちんと毅然とした対応をする必要があると思つたので、私としては、DV法、これをちゃんと刑事罰化して、本当にDVがあつたかどうかというのを第三者、警察が入つてちゃんと調べ、それで問題がある人間はちゃんと刑務所に入つていただく、そういう運用が必要だと思つております。

まず初めに、返還拒否事由についてお尋ねしたいと思ひます。

重大な危険、考慮すべき事由がございますけれども、これでは不十分であるという心配もお話しただいたというふうにお尋ねしております。私も、子供に対する重大な危険というものの立証責任は子供を連れ去った方の親にあるわけで、特にDVの被害に遭った女性などの場合は、そのDVの実態を立証していくことが大変難しいだろうというふうに思っているわけではあります。

この点について、まずは大津参考人に知見を伺わせていただきたいと思ひます。

○大津参考人 質問を少し聞き逃したことがあるかと思ひますけれども、被害を受けた女性たちがどういふふうな状況におられるのかということに関しましては、やはり、DVを受けてきた年数、それこそ耐えてきた年数に関係し、その女性たちのトラウマ、PTSDというものが深くかかわってくると思ひます。

ですから、逃げてこられてシェルターに入り、それから退所されて、また違うところで住まされていきましても、被害者の人たちの心の問題というのはやはりすごく長くありますので、そういう意味では、多くの方々の支援によってその人の回復が必要かと思ひます。

また、その中で、子供たちが一緒に生活するという点に関しましては、やはり子供たちにも影響していきましますので、そういう意味では、周りの、地域の子どもセンターとかそういう方々の協力を得ながら、また学校や保健所、さまざまな協力を得ながら回復をしていくことになるかと思ひます。

そういう意味では、暴力を振るわれたということがどういふ形でわかるのかということは、その女性たちが、自分は暴力を振るわれて、そして逃げてきたんだということを自分で自己申告される。私たちは、その方の申告によってそのことを信じるわけです。しかし、その方が生きてこられたことを、ある意味では、シェルターでいろいろ

と聞き取りをされましたときには、これは間違いないこの方は長く被害を受けてこられたということがわかるわけではあります。

そういうお答えでよろしいでしょうか。また補足がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○郡委員 ありがとうございます。

長谷川参考人も、DVの女性支援にもかかわらずお尋ねされます。この立証責任についてはどのようにならなければならないのか。

○長谷川参考人 立証責任が非常に重い、立証するのが難しいということは、先ほど申し上げたとおりでございます。客観的証拠が残りにくいという点は、国内の事案でもそうであります。

やはり丁寧な被害者らの被害状況を聞いていく、そのとき、どのときだったかということも深く聞き取っていくことで、そのお話の真実味というものを理解していくことができます。

しかしながら、それでも、裁判というのは人間が事実を裁くことでありまして、そこには限界があります。裁判の機能の限界と人が生きるということの重さ、どちらを優先させるかといったときに、最後に、緊急に逃れる、命を守るといった逃げ道は残しておかなければならないのではないかと、いふふうにお尋ねいたします。

○郡委員 ありがとうございます。

これについては、これまで条約事務局も調査をしていない、そういうようなこともあったようでございますけれども、まず高橋参考人、この点についていろいろ議論になったのかどうか、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○高橋参考人 私の記憶によりますと、その点が法制審議会ハーグ条約部会で重要なテーマとして議論されたというところはございません。

私も、国内の事案、裁判を中心とした手続をどうすべきかに神経を集中させておりました。御指摘のように、返還後にどうなっていくかということについては、国内の裁判所の手続とは少し違う問題でございますので、私も、それを、法制審の方では十分な材料を持たず、かつ審議はしてありませんでした。

以上でございます。

○郡委員 こも重要な視点だと思ひます。条約を締結するに当たっては、このことについても心配りをしたいかねばならないと思ひますが、長谷川参考人はどのような御意見でしょうか。

○長谷川参考人 ありがとうございます。

○郡委員 ありがとうございます。

○長谷川参考人 ありがとうございます。

先ほど来何度も出てくることなので確認になりますけれども、ハーグ条約というのは、元来、国際的な司法管轄を定めた手続的な条約であり、まず、棚瀬先生もおっしゃったように、子の監護のよしあしに踏み込まない、そういう条約であつて、返還例外規定以外はその利益を考慮することにはなっておりません。それを定める、それを決めていくというのにはまさに各国の実体法でございまして、そういったものをそれぞれの国がどういふふうな決めていくかというのは、それぞれ考えたいかなければならない。

きょう、資料でお配りしましたハーグ国際私法会議事務局次長であったダンカンさんも、日本に対して、条約に加盟するために日本が民法や単独親権制度を変える必要はないというふうにおっしゃっています。やはり日本は日本として、どのような監護制度を持つことが日本の子供たちの育ちを守って、支援していくのかということを真剣に議論しなければならぬというふうにお尋ねいたします。

○郡委員 また、ハーグ条約締結を契機に、共同親権のもとでの子連れ別居は、残された親の親権、監護権を侵害するものであつて、これは違法とすべきであるというような主張も出てきているわけがございます。それからまた、一方では、子供の生活環境が変化をしていくということに兼ね合わせて、これも違法というふうにするべきではないかという主張もされる方がいらつしやるわけですから、この点については長谷川参考人はどのような御見解でしょうか。

○長谷川参考人 まず、親の親権とか監護権というものは、親が子供を支配する権利とか権力ではなくて、子供の生存と発達に二つの次元に責任を負うべきものであります。したがって、子供の移動の適否を親の権利侵害というフィルターを通して評価することには疑問があります。

子供の移動の適否というものは子供自身の観点に

立って行くべきであります。例えば、移動前の子供の生活状況、とりわけ誰からどのようなケアを受けてきたのか、どういう事情で移動することになったのか、移動後、子供の生活状況はどうなのか、ケアの状況はどうなっているのか、そういったことを個別具体的に検討して、どちらの親が子供と生活をするのが子供の福祉にかなうのかということと比べて決めればよいことだというふうに思います。

現に、現在の家裁実務もそのように運用されていると思います。父母が別居する際に一方が子供を連れて家を出る、いわゆる子連れ別居というのは、それ自体が他方の監護権を侵害するというふうには考えられていません。

子供にはそもそも、切れ間なく、なれ親しんだ監護を受ける権利があると言わなければいけません。だから、監護というのはそういう子供のニーズに添えていく親の責任であって、新たな環境が子供の成長、発達を損なうのか、それに適するのかが、子供中心の観点から評価するべきものだと考えられているというふうに思います。

○郡委員 ありがとうございます。

民法の改正がありまして、協議離婚の際に、面会交流やそれから養護費の分担に関して取り決めるというところが明文化されたわけでございまして、離婚届の中にそれを記載する欄も設けられるようになりました。一定の成果、効果というものが上がっているのでもあろうというふうにも思うわけですが、共同親権の行使それから積極的な面会交流というのは、ある意味では条件が整っていないとなかなかできないことであろうというふうに思います。

それぞれが円満に離婚できた場合には、そういうことが可能なかもしれませんけれども、そうでない場合というのは想像いたしますとなかなか難しいわけですね、特に、DVからの救済システムがいまだ十分に整っていない日本においては、このことよって現場に妻がとどまらざるを得ない

ような状況もまた生まれてくるのではないかとと私自身も心配をしているところがございます。

ところで、ハーグ条約の締結国は、御承知のように、ほとんどが離婚後も両親が子供の親権を持つ共同親権をとっている国でございます。法制審や外務省によりまして、ハーグ条約批准に関するパブリックコメントの中では、特に、この締結に当たって、日本でも離婚後の共同親権、共同監護制度を導入すべきであるという意見が寄せられていたというふうにご承知をしておりますけれども、離婚後の共同監護法制につきまして、監護権をめぐる紛争解決の有効性、そしてまた子供の生存、発育といった福祉の観点から、どのように評価されているのか。実際に現場で裁判等を担当されてこられた長谷川参考人に伺いたいと思います。

○長谷川参考人 ありがとうございます。

私は、現場で事件を扱っております。ですから、その感想から申し上げますと、離婚後も父母が協調して子供の監護にかかわることが望ましい、理念としてはそうだと考えられます。そういう望ましい家族の理念というものと現実の紛争家族の実態とは大きく乖離しております。離婚後の監護を裁判所で法律に基づいて決着していかなければいけないのは、その紛争家族の方なので

す。紛争家族に望ましい家族のモデルを当てはめて、そのもとで協力を調整をしないというところを幾ら求めても、結果的には、さらに紛争をこじらせて、際限のない父母の争い、不和に子供を巻き込んでいってしまうという不幸があります。それはやはり子供の福祉を害するというふうに思います。

そういうことで、ちょっと私も関心を持って諸外国の共同監護制について一部調べているんですけども、例えば、子供の利益を重視したスウェーデンでは、一九九八年に裁判所による離婚後共同監護命令というのを制度化しています。しかしながら、父母が協力できない事案では子供の福祉を害するということがわかったので、二〇〇

六年にそれを改め、父母が協力できない事案ではそういう命令は出せないというふうに改正しております。

ニューヨークはアメリカで共同監護制をとっているところでありませぬけれども、それも、双方の親が協力できる場合にはそういう命令を出す、あるいは双方が同意している場合には共同監護ということにするけれども、そうでない、うまくいかない場合には共同監護は命じないということが現役の裁判官の報告論文などで知られています。

それから、英米法系の中で最も先進的だとされているのがオーストラリアという国なんですけれども、そこでは、二〇〇六年の改正で、とても監護紛争がふえるので、それを決着させるために、双方の親に子の監護にかかわる共同の責任があることを前提として、子供と過ごす時間を均等分配するというような法改正が行われました。親が、他方の親に対して友好的である方が、子供が他方の親との関係を維持できるだろうということで、友好的な親ルールというふうなものも導入されたり、それから、虚偽のDV、虐待の主張をした者には制裁を与えるというふうなことも盛り込まれていました。

ところが、その結果、ふたをあけてみると、実際に、DVや虐待がある事案においてその主張ができなくなったり、安全面の懸念や暴力、それから、父母の高葛藤事案というのものも、それから、子供の福祉に重大な悪影響が出たり、それから幼い子供の発達上のニーズに有害な影響が懸念されるということが報告されました。これは、公的な調査の結果、報告されています。さらには、そういう当事者間でもとどたら合意が形成されていたような事案にも紛争が拡大して、子供の監護をめぐる紛争がより激しくなりました。

こういう二〇〇六年法改正の影響が見過ごせないうことよって、オーストラリアでは二〇一一年にさらなる改正が行われました。そこで採用されたのは、DVや虐待の定義を拡大しながら、別居

親との交流よりも、子供の安全を最優先事項とするという方針です。また、その際には、友好的な親条項は削除されましたし、DV、虐待が証明できなかったときの制裁条項も削除されています。

こういうようなオーストラリアの苦い経験は、例えばイングランドでも受けとめられて公的な検討が行われ、その結果、子供の養育に関して父母双方が相当の、または均等な養育時間を請求する当然の権利を有すると認識させるような規定、または、その認識させるリスクのある規定を置くことに反対するという公式の最終結論が示されております。

日本での……

○石田委員長 参考人、時間が参っておりますので、簡潔にお願いいたします。

○長谷川参考人 はい、申しわけありません。では、もう終わります。

日本での印象とは別に、やはり、そういう欧米諸国で、必ずしも、共同監護制を導入したから紛争を決着することができなかったということも学びながら、日本として、そういう紛争家庭で育つ子供の福祉をどう守っていくかということをしつかり議論していく必要があると思います。

どうもありがとうございます。

○郡委員 ありがとうございます。

私ども……

○石田委員長 いや、もう時間が参っておりますから。

○郡委員 はい。検討したいと思っております。どうもありがとうございます。

○石田委員長 次に、西根由佳君。

○西根委員 日本維新の会、西根由佳でございます。本日は、専門の先生方、貴重な御意見ありがとうございます。また、渡邊参考人におかれましては、当事者としてこの場に立つというのは本当に勇気の必要だったことだと思います。本場にありがとうございます。